

ねんきん 通信

「いい老後」過ごしませんか？

少子高齢化がますます進む現在、老後の生活は皆さんの重大な関心事の一つであり、その老後の生活の柱として欠かせないのが年金といえます。

皆さん一人ひとりに、国民年金制度を正しく理解し、年金を身近で大切なものとして考えていただくために、10月1日から11月12日までを「国民年金制度推進運動期間」として、また、「いい老後」にちなんで11月6日から11月12日までを「年金週間」と定め、年金制度の意義や役割について、全国的な広報活動が展開されます。

社会保険事務所では、11月6日(出)、7日(日)の午前9時から午後4時まで年金相談窓口を開いております。また、11月8日(月)から12日(金)までは、時間を延長して午後7時まで年金相談窓口を開いておりますので、国民年金の保険料や給付などについて、日ごろ疑問に感じられておられることをお気軽にご相談なさってみるのはいかがでしょうか？

■**稚内社会保険事務所**
稚内市末広4丁目1番28号
☎0162-32-1233

■**留萌社会保険事務所**
留萌市大町3丁目
☎0164-43-7211

ちょっと？耳寄り情報

国民年金制度が改正され、平成17年4月1日から次のような仕組みが導入されます！

※詳細については判明次第順次お知らせします！

★保険料の納付猶予制度が創設されます！

30歳未満の若年者については、同居している世帯主の所得に関わらず、本人及び配偶者の所得要件で保険料納付を猶予し、負担できることとなった時点で保険料の追納を可能とする「若年者納付猶予制度」が創設されます。現在は、本人に所得が無くても同居している世帯主（父など）の所得で保険料免除とならない場合がありますが、収入の低い若年者の将来の無年金・低年金防止を目的に制度が創設されます。

★第3号被保険者の特例届出が認められます！（かなり耳寄り!!!）

この「ねんきん通信」コーナーでも何度か取り上げてきました第3号被保険者の未加入未納問題ですが、過去の第3号被保険者未届期間について特例的に届出することが可能となります。これにより、正しい届出をしていなかったことにより発生する未加入未納期間が解消されます。

平成17年4月1日までの未加入未納期間については、届出を行うことにより保険料納付済期間となりますが、平成17年4月1日以後の期間については、やむを得ない事由があると認められる場合にのみ事後届出が認められますので、引き続き適切な届出にご留意ください。

ご自身の年金記録に不安な点がございましたら、すぐに役場窓口へお越しください。

※第3号被保険者の未加入未納問題については、先月号（10月号）でも取り上げられております。

詳しくは、役場町民課福祉住民係(☎5-1111内線158)にお問い合わせください。



★お悔やみ申し上げます
玉村幸四郎さん(89歳)4条南2
大谷内典彦さん(50歳)官園町

☆お誕生おめでとう
植村 祐希くん(父 努)上幌延
中川 萌さん(父 尊逸)字幌延
渡部 姫依さん(父 聖王)字幌延
杉山 千紘さん(父 公彦)二条一

戸籍の窓

9月

金として)
(株)カプトヤ薬品(稚内市)

◇幌延町に

〔社会福祉施設等建設資

大谷内多恵子さん(夫)官園町

〔香典返しの一部〕

◇社会福祉に

ご寄付ありがとうございます
ございます

9月